



都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会 青年部
2021年12月号

雇用相談のお知らせ

◆内容:国と都の専任の担当者が仕事探しの手伝いをします。

- ①就職や仕事探しのサポート
- ②職業訓練や非正規から正規へのキャリア・アップの相談
- ③失業・求職時の居住や生活費などの生活相談・支援

◆費用:無料

◆問い合わせは各支部へ！

※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等お困りごとがありましたら気軽に相談ください！！

狭山青年共闘会議

上野駅前スタンディング情宣行動

青年たちが石川さんの無実を訴える



問い合わせ

〒111-0024

台東区今戸 2-8-5 東京解放会館内

Mail:moyu.k@blf-tokyo.net

TEL 03-3874-7311

担当:岸本

青年部通信バックナンバー

過去の青年部通信は都連のHPで見ることができます！
QRコードを読み取って都連HPにアクセスしてください！！
青年部だけでなく他の活動記事も見ることが出来ます！



コロナ禍の悩み事、相談など都連青年部までご連絡を！

コロナ禍で様々なことに制限がかかる中、人に会えず悩み事や相談ができないことなどあると思います。都連青年部で力になれることがあるかもしれません。気軽にご連絡ください！

狭山青年共闘会議は10月28日、狭山事件の再審を求める情宣行動を上野駅前浅草口で行ない、22人が参加しました。

私たちは、例年5・23と10・31に合わせて行なわれる狭山市民集会の前日に情宣行動を行なっています。

都内の新規感染者数も落ち着きを見せていますが、まだ予断を許さない状況ということもあり、今年の5月に行なった前回情宣と同様に、スタンディング形式で情宣行動を行ないました。

マイクアピールの代わりに、情宣文を録音したものをスピーカーで流し、横断幕や参加者それぞれが工夫し自作したプラカードなどを掲げて石川一雄さんの無実と再審の開始、事実調査の実施など上野駅前を歩く

石川さんの無実を証明する数多くの新証拠が提出されており、来年には事実調査を求めていく段階に入るなど、狭山再審の闘いは、いよいよ大詰めを迎えています。

石川さんの見えない手錠を一日でも早く外すため、青年たちだからこそできる狭山再審の取り組みを今後も行なっていきます！



部落解放同盟関東甲信越地方青年交流会

～第27回宿泊交流会～

11月13日(土)～14日(日) IN 福島

今回の宿泊交流会は、福島県を訪れてフィールドワークを行ないました。

東日本大震災、福島第一原発の事故から10年。事故への関心が薄れ、過去のものとして扱われています。しかし今も、福島県の避難者は約3万6000人に上ります。避難が長期化する中で、避難指示区域内からの「強制避難者」は偏見や孤立感に悩まされ、特に住宅の無償提供など公的支援が細る「自主避難者」は苦境にあります。東電の賠償金は原発からの距離などに応じ、有無や額が異なり、被災者を分断しました。

原発事故当時18歳以下だった約38万人を対象に現在も続けられている甲状腺検査では、2020年6月までに少なくとも275人ががんと診断され、2021年1月までに203人が甲状腺の摘出手術を受けています。この結果について政府などは、チェルノブイリに比べて放射性ヨウ素の被ばく線量が低く、放射線の影響は考えにくく「被曝影響とは考えにくい」と許しがたい評価しています。

安倍元首相は、2013年のオリンピック・パラリンピックの招致演説で、福島第一原発の汚染水状況について「アンダーコントロール」と強調しましたが、実際は汚染水が増え続けており2022年の夏には貯蔵容量の上限に達する見込みです。対策として政府は、海洋放出案を提言していますが、10年かけて原発被害からの再生に向けて必死に歩み続ける漁業者や海産物を売りにしている観光業に大打撃を与えるため、地元の方々は強く反対しています。

原発事故後、放射能汚染で、畜産、農業、漁業は苦しめられました。放射線量の検査を基準より厳しく行なって安全と判断し販売しても、事故前の価格には届かない現状が続いています。

放射線量が高く、住民が住むことができない帰還困難区域は福島第一原発周辺の7市町村(南相馬市、飯館村、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町)の計337平方キロで、約2万人が住民登録しています。また、これまでに避難指示が解除された区域での居住率も3割にとどまっています。

東日本大地震の被災地の多くは、事故直後から現在の風景は全く異なり、復興に向けて進み続けています。しかし、原発事故により被害にあった区域は、2011年3月11日に時が止まったまま余儀なくされている場所があります。除染が進み避難解除された区域でも、放射線量が高く安心して暮らせないと判断せざるえない場所があります。

原発は、それまであった日常を一瞬で奪います。10年の月日が過ぎようとも決して戻ることはないのです。福島で作られた電力に頼ってきた首都圏の住民として、福島第一原発事故を過去のもとせず、悲惨な結果を繰り返さないためにも、原発の無い世界を目指すことが必要ではないでしょうか。そして、今も困難な状況に置かれている方々へ支援が届くよう世論に訴えることはできないか考え続けていきたいです。

巡った場所

1日目(11月13日)

東日本大震災・原子力災害伝承館
↓
JR双葉駅周辺
↓
浪江町請戸地区・慰霊碑・請戸漁協
↓
道の駅なみえ JR波江駅周辺
↓
希望の牧場

2日目(11月14日)

相馬市伝承鎮魂祈念館
↓
松川浦～浜街道～原町火力発電所
～南相馬～大熊町
↓
大熊町役場周辺
↓
富岡町・夜の森桜並木
↓
古滝屋館内「原子力災害考証館」

東日本大震災・原子力災害伝承館 ～伝承できない伝承館～

政府の肝いりで昨年9月にオープンしたが多くの批判がある。まず、国や東電の責任がいつさい書かれていない。語り部による「語り」も批判・誹謗中傷が禁じられている。責任を問わず真実を語る事は不可能だ。国の放射線安全キャンペーンのための施設になってしまっている。



～福島原発周辺の風景～



夜の森桜並木



請戸地区。町があった場所には何もなくなってしまっている。



国道6号沿いのお店



畑はメガソーラー畑になり、風力発電と火力発電と共に首都圏へ電力を送っている。

～希望の牧場・ふくしま～



殺処分の指示を承諾せず吉沢さんは牛を生かし続けている。一部の牛たちに見たことのない脱毛や斑点が見られている。生きた証拠である牛たちを通してエネルギー問題を考えて欲しいと投げかけている。



原子力災害考証館

いわき市の旅館「いわき湯本温泉古滝屋」の一室にある「原子力災害考証館」は、ボランティアや学生とともに作られた。会場では、津波で行方不明になり、5年9カ月後にがれきの中から見つかった大熊町の小学1年生の女の子の遺品を展示。ランドセルや帽子などががれきに埋もれた様子を再現している。



「全国部落調査」復刻版出版事件裁判 ～地裁判決～

● 「全国部落調査」復刻版出版事件とは

神奈川県出版社「示現舎」が、2016年2月に「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題した書籍の出版を告知しました。

「部落地名総鑑」とは、全国の被差別部落などが一覧で記された差別図書のことです。

1975年にその存在が発覚し、部落出身者を就職時や結婚の際に排除・差別することを目的として、興信所や探偵社が密かに出版し、多数の企業や個人などに極秘資料として販売していました。

その原典に現在地名を加えるなどの編集をおこない出版しようしたことに對して、部落解放同盟と全国の仲間248人で原告団が組織され、2016年4月に出版の差し止めや損害賠償などを求め提訴しました。

提訴から5年が経ち、2021年9月27日に判決が言い渡されました。



東京地裁 判決を受け
弁護団の旗出し「勝訴」

● 判決要旨について

被差別部落の一覧表の公表が、身元調査を容易にし、部落差別を助長することを認め、

(1) 「復刻版 全国部落調査」記載の41都府県中25都府県部分についての出版差し止めとネット上でのデータ配布の禁止、二次利用の禁止

(2) 原告らの大部分について、合計約500万の損害賠償請求を認める

など判断しました。

● 評価 / 問題点

部落差別を助長することを認め、出版差し止めを認めたことは積極的に評価と言えます。

しかし、全体を差し止めなかったのは大きな問題です。権利侵害・救済が認められなかった原告のいる都府県については、「自ら部落出身であるなど情報を公開している」「現本籍・現住所が書籍内に無い」といった理由ですが、これは、「カミングアウト」と「アウトティング」の違いや「見なされる差別」など部落差別の実態を踏まえていないと言わざるを得ません。この理屈だと、部落解放運動・反差別運動に積極的に関わるほど権利救済を否定されるというおかしな話になりますし、そもそも、違法と認められた書籍の出版差し止め範囲が設定されるのも極めて問題があります。

また、「**差別されない権利**」が認められなかったことも大きな問題です。「権利の内実は不明確であって、プライバシー等他の権利が侵害されている場合を超えてどのような場合に原告ら主張の権利が侵害されているのか…判然としない」として、プライバシー権の侵害のみ認められればいいたろう、という判断をしたといえます。しかし、差別されない権利は、憲法14条(法の下での平等)から導き出される当然の権利のはずですし、プライバシー権の侵害はないが差別されない権利が侵害されたという場面は容易に想定できます。

(例：部落出身を公表している者に対して、「お前は部落出身だから雇わない」)

この判決を受け、原告団・弁護団は、「完全勝利」にむけて、控訴することを決定しました。

● 学習と共闘・連帯

完全勝利におき、多くの人、団体との連帯・共闘が大切です。都連青年部は、引き続き共闘団体とともに学習を深めるとともに、部落差別撤廃におけた連帯・共闘の活動をすすめていきます。



判決後の報告集会 団結ガンバロー